

憲法9条を読みましょう

(日本語、英語、中国語)

日本国憲法

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan

Article 9. ①Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

②In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

日本国憲法

第9条 ①日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，永远放弃以国权发动的战争，武力威胁或武力行使作为解决国际纷争的手段。

②为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量，不承认国家的交战权。

憲法変えるな 政治を変えよう

安倍改憲

「9条に自衛隊を明記」って
ただ書き加えるだけなの？



安倍首相は今年の憲法記念日に「憲法」9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を書き込む」と宣言しました。

首相は「自衛隊の存在を書くだけ。何も変わらない」と言います。「変わらないなら憲法を変える必要はありません。」

法律の世界では、「後からつくった法律は、前の法律に優先する」というのが一般原則です。例え9条2項(戦力不保持・交戦権の否認)を残したとしても、「自衛隊保持」という項目を付け足すと、こちらが優先し2項が死んでしまいます。

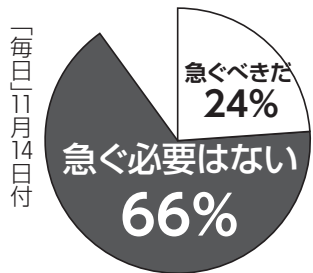
海外での武力行使 無制限に



憲法9条の命は2項にこそあります。この項があるために戦後、自衛隊は一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出してきませんでした。首相が9条に書き込むつもりとしている自衛隊は、災害救助で頑張っている自衛隊でなく、安保法制によって集団的自衛権の行使が可能となった自衛隊です。世界に誇る平和主義を定めた9条によって、逆に無制限の海外での武力行使が可能になる——これが安倍首相の9条改憲の正体です。

力あわせ改憲発議止めよう

改憲発議を急ぐべきか



与党は総選挙で国会での改憲発議に必要な3分の2の議席を再び占め、自民党は来年の通常国会に改憲案を示すとしています。しかし世論調査では「改憲発議急ぐな」が多数です。国民の世論で改憲発議をやめさせましょう。

9条2項「戦力不保持」を空文化

●右翼団体の提案を丸のみ

「ねらいは「2項の空文化」だ、——安倍首相と深い関係にあるウルトラ右翼集団「日本会議」系の人物(左参照)もハッキリ語っています。



日本政策研究センター
小坂実研究部長

9条2項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物。…自衛隊を明記した第3項を加えて2項を空文化させるべきである。